神奈川県石油業
健保だより

ルート66のガソリンスタンド（アメリカ・アリゾナ州）

神奈川県石油業健康保険組合　第24期組合会議員　決定のお知らせ

（任期＝平成23年8月19日から2年間）

●選定議員（事業主側代表）

理事長：渡辺晴夫	常務理事：廣部正義
理　事：森　洋	理　事：木所　章
監　事：長島康郎	
議　員：利根川修	議　員：木内貞登
議　員：吉山昌秀	議　員：植栗正光

●互選議員（被保険者側代表）

理　事：今関康裕	理　事：戸原秀之
理　事：鮫島康孝	理　事：古川晴男
監　事：奥津一朗	
議　員：中村義範	議　員：渋谷彰樹
議　員：岸本道正	議　員：井上将輝

理事長　渡辺晴夫

理事長再任の挨拶

健康保険組合の事業運営につきまして、事業主様・被保険者の皆様からの多大なるご理解ご協力に厚く感謝を申し上げます。本年度は組合会議員改選にあたり第24期の新役員が上記のとおり決まりましたことをまずご報告いたします。健保組合の事業運営が皆様のより身近になるよう予算編成後の健保だより（4月）に加え、決算期の健保だより（10月）を発行することにいたしました。SSの事業をとりまく情勢の厳しさには変わりはありませんが、健康保険組合が皆様の医療を守り、健康維持増進のお役に立てるよう議員・職員精一杯努力いたしますので、引き続きよろしくお願いいたします。

2011-10
第117号

ご家庭にお持ち帰りください

ホームページアドレス　http://www.ks-kenpo.com

平成22年度 決算のお知らせ

保険料率の改定で、収支状況は改善しましたが 経常収支で6645万円余の経常赤字

～引き続き健康保険組合の事業運営にご理解とご協力を！

収支

総収入	16億5,982万3千円
総支出	15億7,118万6千円
収支差引残	8,863万7千円
経常収支	▲6,645万5千円

全国の健康保険組合では

2008年（平成20年）以降、健保組合の財政は急速に悪化しました。その原因として、後期高齢者医療制度支援金（75歳以上）と、前期高齢者納付金（65歳から74歳）が保険料収入の半分近くを占め、過重な負担となっています。2011年度では健保組合全体で6090億円の赤字となり、当該年度の保険料収入だけでは保険給付など義務的経費を賄えない状況です。この赤字額は2010年度より532億円縮減となっていますが、これは保険料率の大幅な引上げによるものであり、高齢者医療拠出金の伸び率9・1％が保険料収入の伸び率6・4％を上回っており健保組合の構造的赤字要因が解消されたわけではありません。民主党政権と厚生労働省は『社会保障と税の一体改革』での法案整備をしていますが、進んでいるとはいえません。制度改革で大事なことは高齢者が安心して医療が受けられ、現役世代の負担が過重にならないような仕組みが必要です。

神奈川県石油業健康保険組合では

2010年度2011年度と2年連続で保険料率を引上げ改定せざるを得ませんでした。前年度決算時から適用拡大の成果もあり事業所数は4事業所の減、被保険者は15人の減です。財政は、保険料収入14億8494万7千円に対して、保険給付費が8億4974万6千円（保険料収入の57・24％）、支援金・納付金等が5億9499万円（保険料収入の40・08％）となっており、この法定義務的経費だけで97・32％を占めています。

保険給付費は加入者の医療費で、被保険者一人当たりの医療費を前年度と比較すると、70歳未満本人が5800円増で10万4785円、6歳未満被扶養者が7200円増、6歳以上被扶養者が7000円減で被扶養者全体では200円増加して11万2098円になっています。

前期高齢者納付金は、当健保が要した医療費9498万8千円が全国平均並みにかかったとして約2・4倍にして納付金として跳ね返ってくる異常な制度です。被保険者一人当たり5万8678円となります。

後期高齢者医療制度支援金は赤ちゃんから本人まで加入者全員に対して一人当たり4万5000円を納付します。被保険者一人当たり8万1198円になります。

その他、退職者医療制度とすでに制度的には終了した老人保健拠出金に対して一人当たり1万7321円納付しています。納付金は被保険者一人当たり15万7197円の負担になりました。結果的に、2011年度は8863万7千円の収支差引残額でありましたが、単年度収支（繰越金を除く収支）で884万円の赤字、経常収支（雑収入・繰越金を除く収支）で6645万5千円の赤字決算となりました。

当健保も厳しい財政事情に変わりはありません。事業主様、被保険者・被扶養者の皆様の医療を守るためにも今まで以上のご理解とご協力をお願いいたします。

平成 22 年度収支決算概算表

●収入

科目	決算額（千円）	被保険者１人当たり額（円）
保険料	1,484,947	392,324
国庫負担金収入	1,758	464
調整保険料	17,413	4,601
繰越金	97,000	25,627
繰入金	0	0
国庫補助金収入	1,575	416
財政調整事業交付金	56,067	14,813
雑収入	1,063	281
合計	1,659,823	438,527

●決算残金処分内訳

種別	金額（千円）
繰越金	69,396
準備金	19,238
合計	88,634

●支出

科目	決算額（千円）	被保険者１人当たり額（円）
事務費	55,881	14,763
保険給付費		
法定給付費	849,746	224,503
納付金		
前期高齢者納付金	222,098	58,678
後期高齢者支援金	307,333	81,198
退職者給付拠出金	52,684	13,919
老人保健拠出金	12,875	3,402
保健事業費	48,460	12,803
財政調整事業拠出金	17,407	4,599
連合会費	1,682	444
積立金	3,000	793
その他	20	5
合計	1,571,186	415,109

介護保険

当組合の介護保険第２号被保険者は 2,758 人でこのうち健康保険の被保険者数は 1,989 人になりました。介護保険料率は前年度から 2.6‰引き下げ 12.6‰となりましたが、原則として事業主と折半負担することになっています。

●収入

科目	決算額（千円）	介護保険第２号被保険者たる被保険者１人当たり額（円）
介護保険料収入	129,123	64,113
繰越金	6,622	3,288
繰入金	15,460	7,676
雑収入	7	3
合計	151,212	75,080

●支出

科目	決算額（千円）	介護保険第２号被保険者たる被保険者１人当たり額（円）
介護納付金	150,613	74,783
合計	150,613	74,783

平成22年度に実施した保健事業

特定健康診査

●健康診査（随時）
高齢期の疾病予防とメタボリックシンドロームの予備群の生活習慣の改善を目的とする。
40 歳～ 74 歳の被保険者・被扶養者を対象に健康診査等を行なう

特定保健指導

●保健指導（随時）
40 歳～ 74 歳の被保険者・被扶養者を対象に保健指導等を行なう

保健指導宣伝

●機関紙『健保だより』の発行（４月）
機関誌を全被保険者に配布（4,100 部）
●適正な給付の受診指導（随時）
●医療費通知（４月）
被保険者・被扶養者に対する受診指導通知（総数 4,164 件）
●共同保健指導宣伝（随時）
HbA1C6.3 以上、尿糖＋の被保険者へ『血糖値高めをほっておくとどうなるの』リーフレット配布（41 名）
健康保険組合連合会における宣伝実施事業
『柔道整復師のかかり方』『ジェネリック医薬品を利用しましょう』リーフレット作成

疾病予防費

●健康診断（委託４月～３月）
30 歳未満の被保険者を対象として、検診車にて実施
（一般健診受診者 544 人）
30 歳以上の被保険者を対象として、検診車にて実施
（成人病検診受診者 815 人）
40 歳以上の被保険者と被扶養者を対象として、検診車にて実施
（特定健診受診者 1,475 人）
●人間ドック（補助随時）
40 歳以上の被保険者と被扶養者を対象として、実施（利用者 288 人）
●インフルエンザ予防接種（補助 10 月～３月）
65 歳未満の被保険者及び被扶養者（利用者 1,283 人）
●家庭救急常備薬（斡旋６月・11 月）
全被保険者に斡旋（６月 115 人、11 月 121 人）

体育奨励

●健保連神奈川 100 キロウォークの実施（共催毎月第４土曜日に実施）
家族と共に生活習慣を見直し、高齢になっても健康の維持、増進を図る事を目的に、年間を通じて 100 キロを目標に県内の名称・旧跡を訪ね歩く
●契約保養所利用（斡旋随時）

早期発見、早期治療が大切

健診は必ず受けましょう！

生活習慣病は、成人期以降に多い病気をひとまとめにした病気の総称です。日本人の死因のワースト3である『ガン』『心臓病』『脳卒中』をはじめ、『糖尿病』『動脈硬化』『肝臓病』などが代表格です。

これらの病気に共通していることは、病気の早期には日常生活に支障が出るほどの自覚症状がなく、見過ごされがちですが、自覚症状が出たときにはすでに重症に陥っている場合があるということです。

その予防のためには、毎年定期的に健診を受け、早期発見、早期治療することが大切です。

健保組合で実施している健診は必ず受けましょう！

当健保では、被保険者及び40歳以上の被扶養者を対象に「一般健診」「成人病健診」を実施しています。そして、健診の結果、「要精密検査」が出た場合などは、ご本人に個別に文書連絡等で医療機関での受診をお願いいたしております。

また、40歳以上の被保険者及び被扶養配偶者の希望者に対して人間ドックを実施しています。

当健保では、検診車による巡回健診を行なっていますが、健診日に受診できなかった人は、後日に契約医療機関で必ず受診しましょう。未実施の事業所におかれましては当健保にご相談ください。あなたの健康を守るのはあなた自身です！

採用時健診のお願い

加入事業所におかれましては、新規に従業員の方を採用されたとき、当健保に被保険者資格取得届を提出していただいております。労働安全衛生法規則第43条の規定では、従業員採用の際は健康診断の実施が義務付けられています。採用後、当該従業員の方に疾患が発生した場合、事業主様はもとより、当健保におきましても予期せざる不利益を被ることにもなりかねません。従業員採用の際には必ず健康診断をされますようお願いいたします。

被扶養者検認事務の延期について

健保だより116号（2011年4月号）で本年7月以降に被扶養者検認事務を予定していましたが、「2年に1回でよいのでは…」などご意見が寄せられましたので、2012年度の事業計画で検討のうえ実施することとし、本年の被扶養者検認事務は延期といたしました。被扶養者に該当した場合や、被扶養者でなくなった場合には、『被扶養者異動届』の提出は必要ですので、従来どおり速やかにご提出をお願いいたします。

発行所　神奈川県石油業健康保険組合　横浜市中区万代町3-5-3　電話045（641）2473
発行日　平成23年10月1日